

慮し獨断にて徒弟の父兄を訪問運動中止方を勸告し之に應せざれば解雇するとして強硬態度に出たので父兄側は再び其の態度強化し五月三日代表者は支配人を訪問し其の高壓的態度に抗議したるも要領を得なかつたので同日経過報告書を作り各父兄に配布して結東を固めたのである。

工場側においては一義に昭和鐵工株式会社勞働爭議の例もあり速かに解決せんとして父兄側に會見を申出たる結果事業主と父兄代表林幸三郎が五月五日工場に於て會見するに至り種々折衝の結果左記條件にて解決す。

十、解決事項

1、誓約書及其の他一切の契約は父兄側と工場側との談合を以て二ヶ月以内に其の内容を決定す、但し誓約書作成に就ては第三者の介在を許さず

2、作業服其の他日用品類の給付は即刻研究の上改善に努力す。
3、暴力行爲等の發生せざる様充分注意を拂ふ
4、賄は他工場と比較考慮し漸次改善に努力す。

○添付書類

- 1、誓約書寫
- 2、歎願書寫